

中小企業の皆さまの知財のお悩みを解決！



自社技術を活用し、
新規事業を
立ち上げたい！

自社のロゴマークを
守るためにには？

自分のアイデアを
守るための
手続きや費用は？

こんな悩みありませんか？

窓口相談時間

平日 9:00～17:00

(12:00～13:00を除く)

※土・日曜日、祝祭日、年末年始はお休みとなります。

ご相談はこちらへ

広島県中小企業知財支援センター福山サテライト(福山商工会議所産業課)TEL:084-921-2349

INPIT広島県知財総合支援窓口(広島県発明協会)TEL:082-247-2562

ご相談は事前の予約が必要です
お気軽にご相談ください！

支援内容

- 特許情報の活用支援（特許情報プラットフォームを利用した検索方法の説明等）
- 知的財産に関する課題の解決支援（特許庁への提出書類の作成に関するアドバイス）
- 知的財産活用に係る普及啓発活動（支援策の紹介、研修や相談会等の開催）
- 知的財産の権利の活用方法等の助言。

私たちがご相談に応じます

※INPIT広島県知財総合支援窓口、広島県発明協会の協力により窓口相談を実施しています。

※ベテラン支援担当者がご相談にあります。

※必要に応じて貴社を訪問いたします。

相談
無料！



【月・火・水曜日担当】

支援担当者

小野 昭人

機械系メーカーで約30年間の知財実務経験を経て、当窓口担当は13年目です。特許や商標などの知的財産権の取得やその活用面を幅広く支援します。



【木・金曜日担当】

支援担当者

森本 理子

支援担当者として16年目となりました。出願手続きや専門家を活用した課題解決等、さまざまな支援を行っています。広島県内へのご訪問も可能です(無料)。お気軽にご相談ください。

会員事業所の皆さまへ 知的財産権の取得を応援します！



福山商工会議所知的財産権取得支援事業

当地域の中小企業の皆さまが、ものづくり技術の向上および競争力と経営基盤の強化を図るために行う、知的財産権の取得事業に対して、その経費の一部を補助する事業です。

補助対象者	福山商工会議所の会員事業所(会費を完納している方、中小企業者)
補助対象事業	特許権、実用新案権、意匠権、商標権の国内における取得事業
補助対象事業費	①出願手数料 ②出願審査請求手数料 ③実用新案技術評価請求手数料 ④弁理士費用
補助金額	補助対象事業費の2分の1以内 限度額10万円 ※ただし、同一出願案件1回限り、当該年度1中小企業者1回限り ※他の公的機関の補助を受けていないものに限ります
申請期間	2026年3月末日まで随時受付 (注)予算がなくなり次第募集は終了となります。ご了承ください。 特許庁への(出願・出願審査請求・実用新案技術評価請求)提出前に申請が必要です。

【お問い合わせ】 福山商工会議所 産業課

〒720-0067 福山市西町2-10-1 TEL: 084-921-2349 FAX: 084-922-0100

弁理士による 発明無料相談のご案内

秘密厳守
相談無料

福山商工会議所と独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)広島県知財総合支援窓口(広島県発明協会)では、中小企業の皆さまの知財支援を強化するため、弁理士相談の日を設けています。特許・実用新案・意匠・商標の出願手続、調査、拒絶対応、侵害問題等、知的財産権全般について、弁理士が無料で相談に応じます。相談者の方には、「免責事項説明書への署名」ならびに「ご利用者様アンケート」へのご協力ををお願いいたします。

相談日時

第2・4木曜日

13:00~16:00

相談場所

福山商工会議所ビル

3階 会議室

開催日

2025年	4月	10日	24日
	5月	8日	22日
	6月	12日	26日
	7月	10日	24日
	8月	14日	28日
	9月	11日	25日
	10月	9日	23日
	11月	13日	27日
	12月	11日	25日
2026年	1月	8日	22日
	2月	12日	26日
	3月	12日	26日

相談を希望される方は、INPIT広島県知財総合支援窓口等にお申し込みください。支援担当者が事前に内容をお伺いいたします。

原則として、中小企業、個人事業主、および創業予定の方を対象とします。



第2木曜日
森 寿夫



第4木曜日
専徳院 博

弁理士

第2木曜日 森 寿夫氏 (商標、意匠、著作権ほか全般)

第4木曜日 専徳院 博氏 (特許、実用新案ほか全般)

※弁理士相談には、INPIT広島県知財総合支援窓口の支援担当者が同席します。

※弁理士相談は、原則、60分以内で事前予約制です。予約状況により、変更・中止の場合がありますのでご了承ください。

弁理士とは?

弁理士は、110年を超える歴史のある国家資格者です。

弁理士になるためには、弁理士法に定める国家試験に合格し、実務修習を受けるなどの厳しい要件があります。

日々新たに生み出される発明の内容を文章にしたり、多くの商品の中からデザインの特徴を明確化したり、ネーミングが似ていないかどうかの判断をしたりするには、高度な技術的、法律的知識が必要です。弁理士は、あなたの知的財産の権利取得、保護活用までお手伝いします。

相談予約
お問い合わせ

広島県中小企業知財支援センター福山サテライト(福山商工会議所 産業課)

〒720-0067 福山市西町2-10-1

TEL : 084-921-2349 FAX : 084-922-0100

INPIT広島県知財総合支援窓口(広島県発明協会)

〒730-0052 広島市中区千田町3-13-11 TEL : 082-247-2562 FAX : 082-241-4088